

令和4年

行方市農業委員会

第11回総会会議録

(令和4年11月25日)

令和4年11月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第90号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第91号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第92号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第93号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について
議案第94号	現況証明願について
議案第95号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第96号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第54号	制限除外の移動届の受理について
報告第55号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第56号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第57号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第58号	令和5年度行方市農業施策に関する要望書の回答について

2 本日の出席委員

1番 矢幡 幹 守	2番 谷田川 栄	3番 近藤 芳 子
4番 茂木 孝	5番 橋本 清	6番 平塚 実
7番 横瀬 忠美	8番 古渡 武文	9番 内藤 宏一
10番 本澤 政雄	11番 風間 啓次	12番 根本 正義
13番 小沼 正二	14番 大久保 正一	15番 郡司 正彦
16番 椎名 勇	17番 高塚 利英	18番 根崎 和枝
19番 清水 量		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 内山市也
4番 宮内 正美	5番 箕輪 澄子	6番 森山 正一
7番 石間 信一	8番 日下 正之	9番 吉田 正弘
10番 大原 富士男	11番 横田 俊信	12番 鈴木 喜昭
13番 野原 賢一	14番 川島 隆道	15番 石田 充春
16番 関口 順一		

3 本日の欠席委員	なし
本日の欠席推進委員	なし

4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午前10時00分 ただいまより令和4年行方市農業委員会第11回総会を開会させていただきます。
事務局	(会長挨拶) 総会議会日程第2、会長挨拶、高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	それでは、総会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。 今年もあと1か月ちょっととなり、寒さのほうも増しているかなと思われま。本日は推進委員の皆様にも、お忙しい中出席をいただきまして誠にありがとうございます。 過日、茨城県農業会議での全体研修会を行いました、その折には出席をいただきましてありがとうございました。研修の成果は今後の活動に生かしていければなと思っております。 ところで、コロナの感染のほうも、いまや第8波に入ったのではないかとわかれております。ワクチン接種のほうも新しいワクチン接種が始まり、今後収束すればなと思ひます。コロナウイルスに対する国産の飲み薬も何とこの前承認されたということですので、これからコロナがなくなればいいなと思っております。 今後とも、感染に注意をいたしまして、感染防止を忘れず行って生活をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。 本日は、午前中総会を行ひまして、午後移動して、潮来市において、行方地域協議会の研修会が行われますので、1日とはなりますが、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。 それでは、ご挨拶といたします。
事務局	(経過報告) ありがとうございました。 それでは、続きまして、日程第3、経過報告。 11月の行事経過報告によりご説明いたします。 10月25日の総会後の行事となっております。 10月27日、行方市農業振興地域整備促進協議会、こちらにつきましては、北浦庁舎におきまして、高塚会長、事務局のほう出席の下、農用地区域からの除外申出について審議を行いました。 同日、10月27日、茨城農業委員会女性協議会役員会、こちらにつきましては、茨城県立青少年会館におきまして、根崎委員、事務局出席の下、令和4年度県内現地研修会の開催日時等の検討について協議をいたしました。 11月1日、市長への要望書提出及び意見交換会ということで、役員、事務局出席の下、令和5年度行方市農業施策に関する要望書を市長へ提出いたしました。その後、意見交換会を行いました。 11月7日です。先ほど会長からも申出がありましたが、農業委員会視察研修会、

こちらにつきましては、茨城県農業会議内にて、農業委員さん、推進委員さん、事務局のほう出席いたしまして、研修を行いました。

11月9日、関東ブロック女性農業委員会研修会、こちらはホテル東日本宇都宮におきまして、女性委員の根崎委員、近藤委員、箕輪推進委員、事務局出席の下、講演並びに事例発表を行いました。

11月14日、広報委員会でございます。こちらにつきましては、農業だよりの発行について、広報委員、事務局のほうで出席いたしました。

11月16日、常設審議委員会、こちらにつきましては、清水委員のほうで諮問案件の審査を行いました。

本日でございます。第11回総会、その後、午後から農業委員会行方地域協議会全体研修会が予定されております。

11月の行事につきましては、以上でございます。

(議長の選出)

事務局

それでは、続きまして、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、総会のほうに進めてまいります。

ただいまの出席委員は19名、欠員はゼロであります。定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。

(会期の決定)

議長
全員
議長

本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異議なし。(全員一致)

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

議事録署名人を議長において次のように指名いたします。

13番小沼正二委員 14番大久保正一委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の寺坂局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議案の審議)

議長

議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

それでは、議案の審議に入ります。

(議案第90号)

議	長	議案第90号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第90号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
1 3 番		1項の調査員より調査の報告を求めます。
		13番、小沼です。1項の調査報告をします。
		この調査には太田、麻生地区4人で調査をしまりました。
		譲受人には行方市麻生、自営業兼農業の48歳の男性の方です。譲渡人は行方市南、自営業兼農業の67歳の男性の方です。申請理由は農業経営の規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は売買による所有権移転です。場所は麻生中学校体育館付近になります。譲受人は田畑を合わせて、水稻、サツマイモ、12,277㎡、家から6km、10分、年間農業従事日数250日、何ら問題ないと調査をしまりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
8 番		8番、古渡です。第2項の調査報告をいたします。
		この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。
		譲受人は行方市玉造甲に住む62歳の農業の男性です。譲渡人は山梨県山梨市に住む75歳の男性です。受人は大規模農家で、田畑を合わせて288,952㎡になります。主に米、露地野菜になります。通作距離も約3km、10分ぐらいです。場所は、手賀、養徳寺から南西に100mくらいのところ。申請理由は贈与による所有権移転です。調査の結果、何ら問題ないと調査をしまりました。皆様方のご審議よろしく願います。以上です。
議	長	調査の結果は、問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員		異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1 0 番		10番、本澤です。第3項についての調査結果について報告をいたします。
		なお、この調査には清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員の協力を得て調査してまりました。
		譲受人は市内小貫在住、64歳の農業の女性です。現在、実習生4人と長男で田畑

		合わせて52,971㎡を営農しております。譲渡人は市内小貫在住、58歳の会社員の男性です。申請の事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は売買による所有権の移転です。年間農業従事日数も300日、機械等も管理し、調査の結果、何ら問題ないものと調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲にすむ自営業兼農業の53歳の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む看護師の37歳の女性です。受人は、田畑合わせて6,198㎡になります。米、ネギをつくるそうです。場所は玉造コメリから北へ500mぐらい行ったところになります。申請理由は売買による所有権の移転です。調査の結果、何ら問題ないと調査をしてみました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第5項の調査報告をします。 この調査は風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してみました。 譲受人は市内若海在住38歳の農業の男性です。実習生とともに266aで小松菜を作付しています。渡人は東京都在住、56歳の会社員の男性です。渡人は、親から相続しましたが、遠くに住んでいるため、管理も難しく、今回の申請になったそうです。何ら問題のないものと調査してみました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。第6項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。

		譲受人は行方市玉造甲に住む62歳の男性です。譲渡人は千葉県佐倉市に住む80歳の無職の男性です。受人は大規模農家で、農機具等もそろっていて、主に米、露地野菜をやっているそうです。場所は手賀、養徳寺から南へ500mぐらいのところ。申請理由は贈与による所有権移転です。調査の結果、何ら問題ないと調査をしまりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題はないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第7項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は56歳、行方市井上に在住し、農業兼会社員の方です。譲渡人は89歳、同市井上に在住し、農業の方です。お二人は実の親子になります。申請事由は両親が高齢となり、農地の管理がしきれなくなり、すぐ近くに住む息子さんに譲ることにしたそうです。会社勤めをしながら、両親の協力を得ながら、営農していくそうです。区分は贈与による所有権移転になります。調査の結果問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3	番 13番、小沼です。8項の調査報告をします。 この調査には太田、麻生地区4人で調査してまいりました。 譲受人は行方市麻生、自営業兼農業の48歳の男性の方です。譲渡人は行方市南、農業、67歳の男性の方です。申請理由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図る。区分は贈与による所有権移転です。場所は麻生中学校の東側になります。譲受人は田畑合わせて12,272㎡、水稻、サツマイモ。家からは6km、10分、年間農業従事日数250日と何ら問題なしと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3	番 13番、小沼です。9項の調査報告をします。

		<p>この調査には太田、麻生地区4人で調査をしておりました。</p> <p>譲受人は行方市麻生、農業の72歳の男性の方です。譲渡人は行方市橋門、無職、85歳の女性の方です。申請理由は、譲渡人が高齢のため、譲り受けたということです。区分は贈与による所有権移転です。場所は麻生土地改良区内です。譲受人は田畑合わせて7,133㎡、水稻、露地野菜。家から1km、5分程度です。年間200日、何ら問題なしと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第10項の調査報告をします。
		この調査は風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。
		譲受人は46歳、市内捻木在住、大規模農業の男性です。両親と71,247㎡で水稻、露地野菜を耕作しています。譲渡人は鹿嶋市在住、34歳、会社員の女性です。申請事由は、規模を拡大し農業経営を安定させるために、売買により所有権移転するもので、何ら問題のないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8番	18番、根崎です。第11項の調査報告をします。
		この調査も風間、内藤両委員、石田、関口両推進委員と調査してきました。
		譲受人は58歳、市内捻木在住、会社員兼農業の男性です。妻と両親で122aを水稻、露地野菜を耕作しています。譲渡人は笠間市在住、77歳の無職の男性です。2人の関係は親戚で、現在も受人が耕作している実家へ、売買による所有権移転するもので、何ら問題のないものと調査してきました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上。
議	長	調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、12項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされており、よって関係委員の退出を求め、その間暫

時休憩といたします。

(休憩) 午前10時21分～午前10時21分

- 議 長 それでは、再開をいたします。
7 番 調査員より調査の報告を求めます。
7 番 7番、横瀬です。第12項の調査報告をします。
この案件につきましては、石間推進委員とともに調査してまいりました。
受人、67歳、当市中根在住の農業をしている男性です。家族4人で2ha以上、レンコンとネギを栽培する専業農家です。渡人は会社員、73歳、繫昌に在住しています。申請事由は、経営規模拡大と経営の安定を図るため。調査の結果、問題のないものと調査してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。
- 議 長 調査の結果は、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決をいたします。
ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。

(休憩) 午前10時23分～午後10時23分

- 議 長 それでは、再開をいたします。
8 番 次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
8 番 8番、古渡です。第13項の調査報告をいたします。
この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。
譲受人は行方市玉造甲に住む63歳の会社員兼農業の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む75歳の農業の男性です。受人は本件農地が自宅脇にあるため、野菜の作付に便利であるため、購入することにしたそうです。場所は玉造コメリから南西へ1kmぐらい行ったところになります。申請理由は売買による所有権移転です。調査の結果、何ら問題がないと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
- 議 長 調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
- 全 員 異議なし。(全員一致)
- 議 長 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。
- 議 長 次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
3 番 3番、近藤でございます。14項について調査報告いたします。
調査には、本澤、清水両委員、大原、横田推進委員に協力していただきました。
受人は、行方市次木在住の73歳の男性の方です。田畑合わせて42,585㎡を耕作しており、米、露地野菜、施設野菜を作付しております。渡人は、水戸市在住

		の71歳の無職の男性でございます。申請事由は、農業経営規模拡大し、経営の安定を図るため、区分は使用貸借の設定でございます。土地の所在は次木浄水場から北へ300mのところ、畑、面積は1,027㎡でございます。農業従事日数も年間300日以上、本人、妻、子供で従事し、農機具等も保有しており、申請地までの距離も自宅から1kmほどのところがございます。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、14項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、古渡です。第15項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島委員に同行していただきました。 譲受人は行方市玉造甲に住む71歳の農業の男性です。譲渡人は同市玉造甲に住む67歳の会社員の男性です。受人は田畑合わせて26,030㎡になります。主に米、ハウス、露地野菜をやっているそうです。農作業日数も300日、農機具類もそろっているため、何ら問題がないと判断してまいりました。場所は玉造小学校から南西1kmぐらいのところになります。自宅から約1.5km、3分ぐらいです。申請理由は売買による所有権移転になります。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、15項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第91号）
議	長	それでは、議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第91号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
8	番	まず、1項の調査員より調査の報告を求めます。 8番、古渡です。第1項の調査報告をいたします。 この案件には川島委員に同行していただきました。 譲受人は東京都港区の法人代表の方です。譲渡人は行方市玉造甲に住む女性の方です。受人はこの土地を駐車場及び展示場にしたいそうです。場所は玉造ベisiaか

		ら東へ100mぐらいのところになります。事業計画書、土地改良区など必要書類も添付されているため、何ら問題がないと判断してまいりました。申請事由は売買による所有権移転です。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0番	10番、本澤です。第2項の調査結果についてご報告をいたします。 なお、この調査にも清水、近藤両委員さん、そして、横田、大原両推進委員さんのご協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は市内小貫在住、34歳の公務員の男性です。譲渡人も市内小貫在住、58歳の会社員の男性です。この物件は、以前農振除外で皆様に審議をいただいた案件であります。申請事由は親と同居しておりましたが、子供も大きくなり手狭になったため、自己用住宅建設のための転用申請をするものです。区分は売買による所有権移転です。場所的には緑ヶ丘セブンイレブンから南方500mぐらいのところ です。必要書類、全て添付されているため、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、茂木です。第5条3項の調査報告をします。 この案件につきまして、横瀬委員、石間推進委員さんの下に調査してまいりました。 受人は鹿嶋市在住、36歳の男性、会社員です。渡人は行方市在住、70歳の男性です。申請事由については、現在は鹿嶋市内で、家族3人で貸家にいます。子供が生まれて手狭になってきましたので、自己住宅建築の計画を立てました。義父の所有地で承諾を得ました。場所は繋昌地内、農地は833㎡のうち、496㎡です。必要な書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決をいたします。

(議案第92号)

議	長	次に、議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	それでは、1項、2項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
3番	番	3番、近藤でございます。1項及び2項については関連がありますので、一括して調査報告いたします。 調査には本澤、清水、大久保委員、大原、横田推進委員の協力と、事務局、農業改良普及センターにも同席していただきました。 申請者は兵庫県神戸市にあります法人になります。申請内容は、営農型太陽光発電設備下部農地での栽培作物をハウレンソウからサツマイモに変更したいということです。ハウレンソウは生育上の問題はなかったとのことでしたが、ソーラーパネルから落ちる雨水によって葉が汚れてしまい、売り物にならないということで、その結果を考慮し、サツマイモに変更したいということです。場所は、行方市次木配水場から北に300mほどのところでございます。 代理人の架台メーカーの担当者と耕作者の方から聞き取りを行いました。現場は既に収穫がされた状態であり、全体としての収穫量はほかの圃場より若干少ない印象であったということでした。大型の機械を使用しているため、機械が入らない箇所を植付けしなかったことや、日照の影響もあるのかなということでもございました。添付書類にもありますように、生育状況を見ながら、パネルを駆動させることもできるということですので、日照不足の際は、光を当てるようにすること、支柱の間の部分でもできるだけ耕作し、確実に8割の収穫を達成できるよう、指導したところでございます。また、作物変更は事前の承認が必要であることにもかわらず、作付してしまったことについて、今後このようなことがないようにすることを厳しく指導し、来年収穫する際には立会いをし、確認させてもらうことを伝えました。今回はこれらのことを守っていただくことで、サツマイモの変更を承認してもよいと調査をしまりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。
議	長	調査の結果は、栽培作物の変更やむなしということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項も関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。
3番	番	3番、近藤でございます。3項、4項については関連がありますので、一括して調査報告いたします。

		調査には本澤、清水、大久保委員、大原、横田推進委員の協力と、事務局、普及センターにも同席していただきました。
		申請者は大阪府東大阪市にあります法人になります。変更事由は、先ほど1項、2項で説明した内容と同じでございます。申請内容は、営農型太陽光発電設備下部農地での栽培作物をハウレンソウからサツマイモに変更したいということでございます。場所は、次木配水場から北に300mほどのところで、1、2項と同じ方が一体的に耕作しております。調査内容は1項、2項と同じ内容になります。今回は指導したことを守っていただくことで、サツマイモの変更を承認してもよいものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。
議	長	調査の結果は、栽培作物の変更やむなしということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決をいたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
1	8	番 18番、根崎です。第5項の調査方向をします。
		この調査には、風間、内藤両委員より、関口、石田両推進委員と調査してきました。
		譲受人は市内谷島在住、土建業代表の男性です。渡人は同じ谷島在住の男性です。土採取場の期間延長で、2年間の一時転用で申請されたものです。区分は使用貸借権の申請です。場所は北部消防署玉造出張所より北西へ400mくらいのところで、何ら問題ないものと調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は何ら問題もないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決をいたします。
		(議案第93号)
議	長	次に、議案第93号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分についての件を議題といたします。事務局より説明願います
事	務	局 議案第93号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法第3条許可処分について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項、2項は関連がありますので一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。
1	5	番 15番、郡司です。第1項、第2項は関連がありますので一括で報告いたします。
		調査は高塚会長が行いました。代わって報告いたします。
		申請人は銚田市在住、農業の40歳代の女性の方です。申請事由は規模拡大によるものです、申請人は現在1町5反歩ほど耕作しており、主に、レンコン、サツマイ

モを作付しているそうです。年間従事日数も220日、農機具等もそろっており、通作時間は20分のことです。調査の結果、買受適格証明の交付は妥当だと思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、買受証明書発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項、2項は証明書を交付することと決定をいたします。追ってお諮りをいたします。1項、2項について、本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、許可をすることに決定をいたします。

(議案第94号)

議 長 議案第94号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事 務 局 議案第94号 現況証明願について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査員より調査の報告を求めます。

5 番 5番、橋本です。第1項について報告いたします。
なお、この調査には矢幡委員さんの協力の下、調査をしてみました。
場所は市内行方にある光照寺から北に400mくらいの位置にある土地です。申請人は市内青沼在住の70歳代の男性です。申請事由は地目変更の申請です。この農地には、約50年前から建築した倉庫があり、宅地として利用していたものです。面積は1,618㎡ありますが、倉庫の周囲と北東側には傾斜地で、大部分が山林化しており、隣接の農地と一体的に耕作できる部分もありません。また、残った平坦な部分も少なく、さらに日当たりも悪く、非農地証明の発行がやむを得ないと判断してみました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでごございました。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 5 番 15番、郡司です。第2項の調査報告いたします。
この案件については、鈴木推進委員さんと調査してみました。
申請人は60代で、鹿嶋市平井に在住する無職の方です。申請事由については地目

変更のための非農地証明の交付になります。場所は行方荒宿セブンイレブンから南へ50mくらいのところになります。昭和47年頃から宅地として利用し始め、現在は両親が亡くなり空き家になっている状況でした。農地に復旧するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、農地に復元することは難しいということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。

（議案第95号）

議長 次に、議案第95号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第95号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。

別紙、資料のナンバー1をご覧いただきたいと思います。

茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の中間管理権を取得する計画となります。

農地中間管理事業総括表で説明いたします。

新規設定、田が5件、10筆、11,956㎡となります。

次のページ、農用地利用集積計画一覧表に設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されております。ご確認いただきたいと思います。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定をいたします。

（議案第96号）

議長 次に、議案第96号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第96号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。

別紙、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。

令和4年11月1日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもので、計画案が14筆、20,028㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表で確認いただきたいと思います。

議 全 議	<p>なお、議案第95号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め公告することによって、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。以上です。</p> <p>長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>員 異議なし。（全員一致）</p> <p>長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案のとおり決定といたします。</p>
議	<p style="text-align: center;">（報告第54号）（報告第55号）（報告第56号） （報告第57号）（報告第58号）</p> <p>長 次に、報告案件に入ります。</p> <p>報告第54号 制限除外の移動届の受理について、報告第55号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第57号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、報告第58号 令和5年度行方市農業施策に関する要望書の回答について、以上の報告案件について一括にて事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告第54号 制限除外の移動届の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第55号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第57号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>報告第58号 令和5年度行方市農業施策に関する要望書の回答について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>資料ナンバー3をご確認いただきたいと思います。</p> <p>こちらは、11月1日に役員さんで市長へ要望書を提出しておりまして、そちらを受けて、11月11日付で行方市長より回答がございました。内容につきましては、事前に配付しておりますので、各自ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、意見交換会で、地域計画の策定に向けて、行政側の積極的な取組を促しました。また、遊休農地の発生防止解消対策につきましては、次年度以降の農地再生に関する支援、補助を検討しているということでありました。経営所得安定対策として、農業資材等の高騰に関する補助については感謝するとともに、今後も継続して補助を強く求めました。要望に対して、積極的に農業施策を行うということを確認できた意見交換会となりました。以上です。</p>

議
全
議

長 以上の報告案件につきまして、質疑を求めます。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午前10時54分

議

長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
よって、第11回総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

この会議録が正当であることを証するため署名する。

令和4年11月25日

総会議長

13番

14番